

# 阿見町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

令和元年8月改定

令和2年8月改定

令和3年8月改定

阿見町通学路安全対策推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、当町でも平成24年8月及び平成25年8月に小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全点検に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「阿見町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 阿見町通学路安全対策推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「阿見町通学路安全対策推進会議」を設置しました。

- 阿見町教育委員会学校教育課
- 阿見町立小中学校
- 阿見町町民生活部生活環境課
- 阿見町産業建設部道路課
- 阿見町産業建設部都市整備課
- 茨城県牛久警察署
- 茨城県竜ヶ崎工事事務所

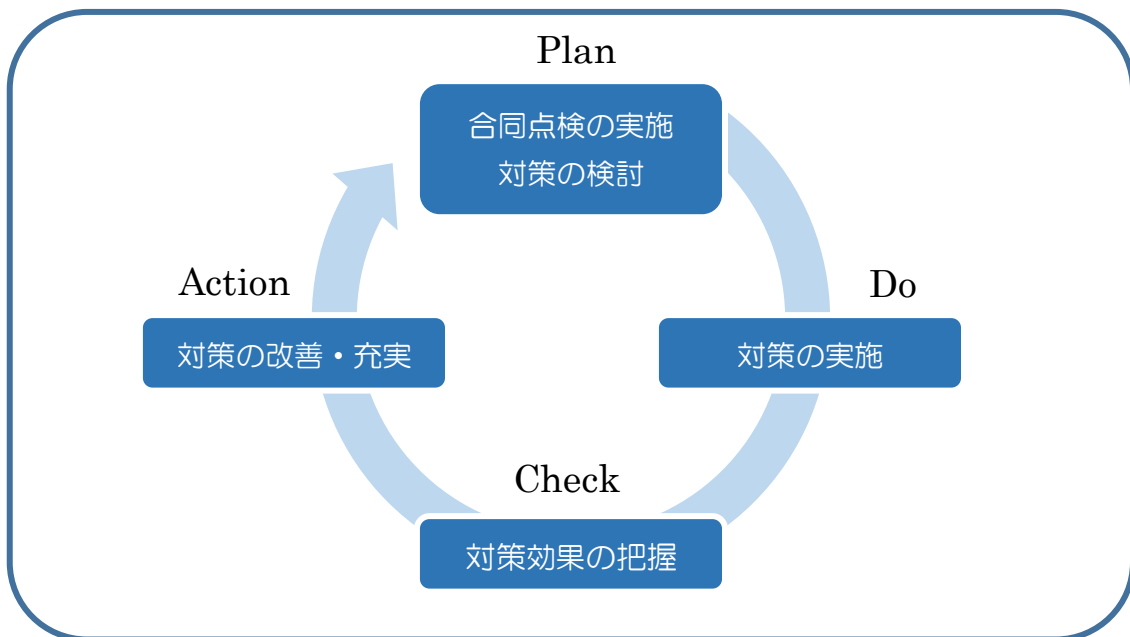
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施しながら、さらなる通学路の安全性の向上を図ります。

## 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



### (2) 定期的な合同点検

#### ① 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小中学校の通学路を毎年1回、7月から8月に合同点検を実施します。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、事務局は学校から各通学区域内の危険箇所の報告を受け、精査した中で重点課題を設定し、合同点検を実施します。

#### ② 合同点検の体制

学校ごとに学校教育課，学校，生活環境課，道路課，都市整備課，牛久警察署，竜ヶ崎工事事務所が参加する合同点検を行います。

#### ③ 対象とする通学路

合同点検の対象とする通学路は，学校が指定する通学路を原則とします。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について，箇所ごとに歩道整備・カラー舗装・注意喚起看板・横断歩道及び信号機設置等のハード面の対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト面の対策など，対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各学校を通じて対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。